



福島市と福島財務事務所との 地域活性化に関する包括連携協定



福島市（以下「甲」という）と福島財務事務所（以下「乙」という）は、地域の活性化及び住民生活の向上に向けて幅広い分野において協働の取組を実施するため、以下のとおり包括的な連携に関する協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が地域経済の持続的な発展に向けて相互に連携し、地域活性化、地方創生及び地域価値の向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

連 携 事 項

- 1 地域活性化の推進に関する事項
- 2 大規模災害時における人的支援等に関する事項
- 3 金融、財政投融资及び国有財産等に関する事項
- 4 住民サービスの向上に関する事項
- 5 その他、目的を達成するために必要と認められる事項

（具体的な実施事項）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に促進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な実施事項及び実施方法は、甲乙協議の上、別途取り決める。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了1か月前までに甲又は乙のいずれからも解約の申し出がない場合は1年間有効期間を延長し、その後も同様とする。

（協定の見直し）

第5条 甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、変更を行うものとする。

（守秘義務）

第6条 甲及び乙は、本協定による取組の実施に当たって知り得た秘密を甲又は乙の承諾なしに他に漏らしてはならない。

（疑義の決定）

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義等が生じた場合には、甲乙協議の上、解決の方途を定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

平成30年6月25日

甲：福島市長

乙：財務省東北財務局福島財務事務所長